

石岡市電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の請負、建設コンサルタント業務の委託、役務の提供及び物品納入に関する入札手続を電子入札により行うことについて、石岡市財務規則（平成17年石岡市規則第56号。以下「財務規則」という。）、石岡市建設工事執行規則（平成17年石岡市規則第140号）、石岡市建設コンサルタント業務執行規則（平成17年石岡市規則第141号）及び石岡市一般競争入札実施要綱（平成29年石岡市告示第244号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 建設工事の請負、建設コンサルタント業務の委託、役務の提供及び物品納入に関する入札手続のうち入札案件の登録から参加申請、入札及び落札者の決定までの事務を電子計算機とインターネットによって行うことをいう。
- (2) システム 電子入札を行うための電子情報処理組織をいう。

(対象とする入札)

第3条 電子入札を実施する対象は、石岡市建設工事等請負業者選考委員会が電子入札によることが適当であると認めるものを対象とする。

(利用登録)

第4条 電子入札を利用しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、市長にシステムを利用するための利用登録の届出をしなければならない。

(入札の公告)

第5条 市長は、電子入札を実施するときは、財務規則第121条第1項の規定による一般競争入札の公告及び同規則第135条第2項の規定による指名競争入札の通知の際に、電子入札の対象である旨を公告又は通知するものとする。

(入札書)

第6条 市長は、電子入札を実施するときは、入札参加者からの入札書の提出をシステムによって行わせるものとする。

- 2 市長は、前項の入札書について、あらかじめ提出期間を定めるものとする。
- 3 入札書は、入札金額その他の所定の情報が、市の使用する電子計算機に備えられたフ

ファイルに記録されたときに、提出があったものとして取り扱うものとする。

(提出書類)

第7条 市長は、入札書と併せてシステムにより提出させる書類があるときは、第5条の公告又は通知においてその旨を明示するものとする。

(書面による入札)

第8条 市長は、入札参加者から入札参加者の使用に係る電子計算機の不具合その他やむを得ない理由により紙入札への変更を求められた場合は、書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）を承認することができる。

2 市長は、石岡市側のシステムに不具合等が生じたときは、紙入札によって入札書を提出させるものとする。

3 紙入札は、郵便又は持参によって行うものとする。この場合において、提出方法等については別に定める。

(開札)

第9条 市長は、電子入札において、紙入札を承認した入札参加者がある場合には、開札時に当該入札書記載の入札金額をシステムに登録するものとする。

2 市長は、電子入札において、積算内訳書、入札金額の内訳を記載した書類（以下「積算内訳書等」という。）の提出を求めているものについては、当該電子入札の開札と同時に当該書類を確認するものとする。

(最低額の同価の取扱い)

第10条 市長は、前条の開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定に基づく、くじの手続をシステムにより行うことができる。

2 市長は、前項の規定に基づく、くじの手続が困難なときは、指定する場所及び日時においてくじの手続を行うものとする。

(入札の無効)

第11条 市長は、財務規則第126条に定めるもののほか、電子入札による場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効とする旨を入札参加者に明らかにしておくものとする。

(1) 積算内訳書等の提出が求められている書類がある場合において、それらの書類を提出せずに入札をしたとき。

(2) 市長の承認を得ず、又は指示によらずに紙入札をしたとき。

- (3) 入札参加者が同一案件で電子入札と紙入札をしたとき。
 - (4) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事が認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該入札に関する条件に違反して入札したとき。
- (その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年9月21日から施行する。